

地方創生に関する特別委員会議録 第十一号

二六九

に重要な産業部門になるわけですけれども、そういうのを中心にして、三つの産業部門、これが循環することで地域経済が成り立っていることを示しております。

しかしながら、黒い矢印で示しましたように、グローバル競争の激化や少子高齢化、人口減少などにより、地域経済を縮小させる外側からの方が働いております。これをね返す政策の方向性を白い矢印で示しております。

次の図の二ですけれども、地域経済に関してはさまざまなアプローチがありますが、私どものアプローチは、地域構造論といいまして、二つの点を特徴としております。

一つは、日本経済全体というマクロ的な視点から地域と地域との関係を捉え、そこから東京一極集中のような問題を抽出し、政策的課題を考えいくという接続方法をとっております。

お手元の図の二の上の太い四角では、少し網がかかつておりますけれども、太平洋ベルトのような産業地帯、関東や東北、九州などの円で示しております。それの図の下のところに太い矢印で示しております。

かかつておりますけれども、太い軸を示してお手元の図の二の上の太い四角では、少し網がかかつおります。

以上の二つの視点、マクロ的な視点と重層的な視点は、地方創生を考えていく上で不可欠なのではないかと思います。

そこで、本日は、図一のような三角形を単体で見るのでなく、三角形を、地域経済を三角形と見るのでなく、三角形を、地域経済を三角形と見るのでなく、三角形を、地域経済を三角形と見るのでなく、三角形を、地域経済を三角形と見るのでなく、三角形を、地域絏済を三角形と見るのでなく、三角形を、地域絏済を三角形と見るのでなく、三角形を、地域絏済を三角形と見ので

言つておりますけれども、そういうものをどう組み合わせるのか、日本全体から見た地域と地域との関係、とりわけ東京と地方との関係はどうあるべきか、こうした点に焦点を置きたいと思いま

す。

この間の地方創生の議論、そして、今回の法改正の議論の中心には東京一極集中問題がありますが、東京集中の程度はどのように変化し、何が問題の核心なのか、この点についてまず確認してお

くことが重要だと考えます。

いろいろな指標で東京、大阪、名古屋の三大都市圏と地方圏の対全国比を比べてみました。

お手元の図の三では、トレンンドの異なる四つを示しております。それぞれの図の下のところに太い矢印で示しております。

図三の一の左側は人口を示しておりますけれども、東京一極集中が長期にわたり進んでおりま

す。ただし、こうした図が多いかといふと、そうではありません。

図三の一の右側をこちらいただきますと、製造業の出荷額を示しておりますけれども、東京圏は黒く塗り潰しているものでありますけれども、そのシェアは徐々に下がってきております。むしろ、三大都市圏でいいますと、名古屋圏の方が上

が、今、本社の話だったんですけども、東京の内部の産業構造が変わってきております。

一言で言いますと、サービス業が、特定の区、図の六に示しましたような港区、渋谷区、こういったようなところで、とりわけ情報サービス業であるとか図の七に示しました広告産業、若い人に非常に人気のあるそういうような雇用の場というものが東京でむしろふえている。ここにもメスを入れていく。こういったようなクリエイティブ産業の地方での創生といったようなものを非常に重視していく必要があるかと思います。

図の八、文化産業が非常に東京に集中しているのがわかるかと思います。

最後になりますけれども、図の九、図の十に示しましたように、今までサービス業であるとか本社の話をいたしましたけれども、工業に関しては、東京のシェアが再び上がってきておりま

す。

右側の図の三の二、これは学術、開発研究機関の従業者数を示しておりますけれども、地方圏でのシエアが上昇しております。似たようなトレンドは全国銀行貸出残高や外国法人数でも見られます。

ところで、今回の改正の焦点の一つは東京への本社集中ですけれども、なかなか本社の集中というのは見つけるのが難しいんですが、図の四で

は、オフィス人口という形でここで示しております。

図の四で見ますと、東京一極集中といつたような傾向はあるわけですけれども、その集中自体は最近は下がってきていることが見てとれるかと思

います。三大都市圏と、それから地方の札幌等を挙げておりますけれども、桁が違っております。

て、ここにも大きな差が見てとれます。

次に、産業の構造がどう変わってきたかと

いうことですら、時間が余りないので急ぎますけれども、言いたいことをはしょって言いますが、

今、本社の話だったんですけども、東京の内部の産業構造が変わってきております。

一言で言いますと、サービス業が、特定の区、

図の六に示しましたような港区、渋谷区、こう

いったようなところで、とりわけ情報サービス業であるとか図の七に示しました広告産業、若い人に非常に人気のあるそういうような雇用の場とい

うのが東京でむしろふえている。ここにもメスを

入れていく。こういったようなクリエイティブ産業の地方での創生といったようなものを非常に重視していく必要があります。

時間の関係もありますので、ポイントを絞つて

うございます。

さて、このたびは、参考人として意見陳述の場にお招きをいただき、感謝を申し上げます。

時間の関係もありますので、ポイントを絞つて

うございます。

まず、第五次一括法案に關しましては、地方分

権改革の新たな手法として昨年度から実施された提案募集方式ですが、我々地方からの直接の提案により制度改正していただくもので、ありがたく思っております。また、国から地方公共団体

への事務、権限の移譲等につきまして確実に取り組みを進めていただき、石破大臣を筆頭に、地方

分権改革有識者会議の関係者の皆様方にも心から敬意を表します。

とりわけ、第五次地方分権一括法案には、全国

業の立地変化を見ていくと、第一期から第四期、時計回りに見ていただきますと、今、第四期の中の二番目の同心円でいりますと、国内の地方

が工場閉鎖であるとか非常に苦しんでいる部分はあります。

も、地方の工場のマザーワーク場化、本社の移転、そして地域イノベーション、こういったようなもの

をいかに生かしていくかということが重要だと思っています。とりわけ、地方の工場に開発機能を持たせていく、こういうことが地方創生にとって非常に重要だと思つております。

私の主張は以上であります。

どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)

○鳩山委員長 ありがとうございます。

○阿部参考人 暮さん、おはようございます。宮城県東松島市長の阿部と申します。

初めて、入る前に、東日本大震災から四年と二ヵ月が経過しました。被災地でございましたが、これまで四年二ヵ月歩んでこられたというのは皆様の御支援があつてのことと、改めて感謝申し上げます。お礼申し上げます。ありがとうございます。

○阿部参考人 暮さん、おはようございます。宮城県東松島市長の阿部と申します。

二ヵ月が経過しました。被災地でございましたが、これまで四年二ヵ月歩んでこられたというのは皆様の御支援があつてのことと、改めて感謝申し上げます。お礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、このたびは、参考人として意見陳述の場にお招きをいただき、感謝を申し上げます。

時間の関係もありますので、ポイントを絞つて

うございます。

まず、第五次一括法案に關しましては、地方分

権改革の新たな手法として昨年度から実施された提案募集方式ですが、我々地方からの直接の提案により制度改正していただくもので、ありがたく思っております。また、国から地方公共団体

改革の天王山と言われていた農地転用許可権限について都道府県及び指定市町村に移譲することが盛り込まれました。これは、これまでの地方分権改革の取り組みの中で特筆すべき決断であり、地方分権改革の歩みを大きく進めるものとして高く評価しております。地方は、移譲された権限に基づき、農業の再生と総合的なまちづくりを両立させ、地方創生の実現に尽くしてまいります。

政府におかれましては、地方公共団体が円滑に

事務を執行できるよう、十分な財源措置等を講じていただきますとともに、マニユアルの整備や研修など必要な支援を確実に行つていただきますよう、引き続きお力添えをお願い申し上げます。

次に、新たな地方分権の改革の手法である提案募集方式が導入されて二年目を迎えた。昨年

度は、意欲と知恵がある地方からの具体的な提案

が数多く提出されておりました。昨年、地方から

の提案に対する各省庁の回答が大変厳しいもので

したが、地方分権改革推進本部長の安倍総理、石

破大臣を中心とする各大臣のリーダーシップによ

り、多くの提案が実現したことは記憶に新しく

残っております。

ことしの提案募集方式についても、地方分権改

革有識者会議等を有効に活用しながら、引き続

き、大臣のリーダーシップのもと、内閣府がしつ

かり調整を行うことにより、個々の提案ができる

限り実現していただくよう、お願いいたします。

その際、手挙げ方式を十分活用するなど、地方の

提案が生かされるよう、柔軟な対応をお願いいた

します。

次に、現在、政府では、本年度を地方創生元年

として、人口減少の克服と地方創生の実現に向け

て、国として総力を挙げて取り組むという強い決

意を示しております。我々地方においても、地

方の創意工夫を生かした施策を盛り込んだ地方版

総合戦略等の策定を進めているところであります。

地方創生への対応については、それぞれの地域

が、その特性を生かして自立的、自主的に取り組

むことが求められておりますので、地方分権改革

の提案募集制度を活用し、地方の提案に基づく改

革を大胆に実行していくことが肝要だと思つ

ております。

お手元の資料をごらんいただきたいというふう

に思います。東松島市のこれまでの取り組み等を

お示しさせていただきました。

実は、私が市長を拝命して十年経過いたしまし

た。その前は、議会議員を十八年務めさせていた

ときまして、議員の立場から地方分権というそ

ういった発言を数多くしてまいりましたが、自分

が執筆者になりまして、はて、これまで国に対し

て地方分権、地方分権と発言したけれども、自分

自身は市民の皆さんに対し地方分権をやつてい

ただろうかと、むしろ自問自答したところであり

ます。

首長でありますので、今度は自分がそれを具現

化する番でございます。そういった意味で、地方

分権から、まず地域内分権をしよう、それが、私

の市長として就任したときの市民の皆様への公約

でございます。

どういった取り組みをしているかといいます

と、一番は、何といいましても、地方創生もイ

コールなんですかれども、地方創生、地域内分

権、そして住民自治、市民力ということを、順番

に私としては受けとめているんです。

た。どうぞ。

まず、地方分権イコール地域内分権をするため

に、それぞれ皆様のふるさとでは、多分、社会

教育では、公民館、分館という、小学校区に分か

れた中でのそういう施設が設置されておりま

す。東松島市では、全て八つの公民館を、あるいは分館を指定管理、要するに、地域で人、物、金、情報を皆様にお返しして、そして地域でその公民館を運用する、要するに利活用するというこ

とになります。そして、地域で自治組織を立ち上

げていただき、指定管理で市と契約して、議会

の議決をいただいて、そういう中で、これまで

の公民館という社会教育の土台からワインディングを広げていただき、来ると言っている宮城県沖地

震の防災だつたり、少子高齢化のための福祉だつ

たりという、今そいつた取り組みを平成二十一

年から取り組んでおります。

当初は、地域の皆さんから、行政の下請か、丸

投げする気かと。それはそのとおりです、宮城県

ではどこもまだやつていませんから。仙台市さん

が、このたび、市民協働ということで取り組もう

としているわけであります。

そういうことで、「二十一年からスタートしま

した。二十一年からスタートして、何が間違いな

かったなと思ったのは、お手元の資料のとおり、

東日本大震災の対応でござります。

避難所運営を市民が全てやられた。それから、

移転先地は七つあるんですけども、移転先地も

住民が決めた、被災者が移転先地をお決めになつ

た。

ですので、そういう意味では、住民自治、要

するに市民力がすごく高いということで、結論か

ら言うと、それが機能するかどうか、理想的な言

葉は幾らでも並べられるんですけども、機能す

るかどうかが問題だ、ポイントだというふうに私

は思っています。

この資料の中でいろいろとお示ししております

けれども、最後のページの地方創生まで具現化す

るために、これまでの経験、一つの例なんです

けれども、平成二十六年度補正予算で、プレミア

ムつき商品券、地域消費喚起、生活支援型という

取り組みがありますけれども、これは私は、平成

二十一年から、商工会と三年間やること。

要するに、なぜ三年間かというと、やはり結果

が、当然ですけれども、P D C Aサイクル、しつ

かりと評価、改善する、そういうことによつ

て、当時の反対、心配、要するに、商品券をやつ

ても大型店だけに消費者は行くじゃないか。そ

れはそのとおりでした。当初はそうでした。当初

は、大型店に大体半分くらい、小売店が半分。今

現在は、大型店は二割切っています、地元店が八

割。

それは、創意工夫するわけですね。それは、单

発で終わらないからです。最初から三年間という

ふうに市民の皆様にお伝えしましたので、改善し

ようといふ。

私がここであえて取り上げて申し上げたのは、あとは

質疑等でお答えさせていただきますが、東日本大

震災の中でこの地方創生というのは、最初お話

を聞いたとき、ああ、ちょっと重荷になるかななど

職員は思ったようですが、これまでの東松

島市の取り組みがイコール地方創生の延長だとい

うふうに思つておられますので、これからも御支援

等をいただきたいというふうに思います。

私の発言を終わります。ありがとうございます。

（拍手）

○鳩山委員長 ありがとうございます。

○室井参考人 おはようございます。会津若松市

長の室井照平でございます。

次に、室井参考人、お願いいたします。

○室井参考人 おはようございます。

本日は、このような機会をいただきまして、ま

ことにありがとうございます。また、国会議員の

皆様や政府の方々には、さまざまアドバイス、

御支援をいただきております。改めて感謝、御礼

を申し上げたいと思います。

私が市長に就任したのは平成二十三年八月、震

災後であります。いかに復興再生していくかと

いうそのさなかでございました。会津若松市に

は、I C T専門大学、いわゆる情報通信の専門大

学、会津大学が立地しているということを特徴と

して、スマートシティ会津若松を標榜し、I C T

を有効にまちづくりに生かし、電力の見える化を

初め、町の見える化を行うスマートシティ構想

ということで取り組みを進めてまいりました。

これらの取り組みが形になつたのは昨年五月で

ございました。地域活性化モデルケース、さらには

改革の天王山と言われていた農地転用許可権限について都道府県及び指定市町村に移譲することが盛り込まれました。これは、これまでの地方分権改革の取り組みの中で特筆すべき決断であり、地方分権改革の歩みを大きく進めるものとして高く評価しております。地方は、移譲された権限に基づき、農業の再生と総合的なまちづくりを両立させ、地方創生の実現に尽くしてまいります。
--

本年一月に安倍首相より認定をいただきました、今回の改正法案の一つであります地域再生法に基づいた地域再生計画でございます。これらの計画の認定及び認定を通じたさまざまな御支援に対しまして、改めて御礼を申し上げます。

また、会津若松市は既に地方版総合戦略策定及び公表をしておりますが、その戦略の中でも、スマートシティー関連の取り組みは重要な位置を占めております。

このような流れで、最近の取り組みの一つを御紹介したいと思います。お手元の資料、新聞記事でございますが、一枚目と二枚目をごらんいただきたいと思います。地域再生計画に基づく地域再生戦略交付金、これを活用する事業でございました。今月の二十七日に記者発表を行わせていただきました。

「ICT専門ビル整備」と記載されておりますけれども、ICT関連企業は固定資産を持たないといふことが一般的でございます。また通信環境等を重視するために、そのような機能が備わったICT専門の貸しオフィスビルを整備することです。このようなオフィスを整備することで、ビッグデータ解析等を行うICT関連企業を誘致することができます。この工場誘致とは異なつておりますが、新たな視点の企業誘致策であるとともに、ICT専門大学であります会津大学の卒業生が誘致企業の人材供給源となつたり、大学がデータ分析教育の場となつたりするなど、地方大学との連携、コレーリーションがさらに生まれていくと考えております。

従来型の工場誘致とは異なつておりますが、新たな視点の企業誘致策であるとともに、ICT専門大学であります会津大学の卒業生が誘致企業の人材供給源となつたり、大学がデータ分析教育の場となつたりするなど、地方大学との連携、コレーリーションがさらに生まれていくと考えております。

こののような事業を推進すると決定できたのも地域再生戦略交付金によるところが非常に大きいかけであります。本交付金は、各省庁の補助制度等にはないものの、実施することで他の施策との相

乗効果が見込める事業を補助するという、まさに手続き間交付金という通称がぴったりであります。

今までにないすばらしい交付金であります。

しかしながら、ICT専門ビルを整備するには、用地選定等の、今回候補地として発表はさせていただきましたが、すぐに着工できるものではございません。また、大規模な工事となることから、単年度で竣工するものでもございません。

よって、地域再生戦略交付金のような自由度の高い交付金が今後複数年にわたって継続されることを期待しているところでございます。

また、本交付金の補助率は、市の事業であれば国と市で二分の一ずつの負担、民間が事業主体となる場合には間接補助ということで、国と市と民間が三分の一ずつの負担となつております。この交付金も地方創生の流れに沿つたものだと理解しておりますが、地方創生においては民間活力を利

用することができるところです。そのため議論されています。そのような状況を踏まえて、民間が実施主体となる場合でも、国の補助率をもう少し上げて自治体の負担を減らしていく必要があるといふふうに考えております。

また、今回の改正地域再生法で追加されます企業の地方移転に伴う優遇措置につきましては、まさに先ほどから述べていますICT専門ビルを活用した企業誘致を今後行おうとしている本市にとっては、すばらしいタイミングで追加していく

だけの制度であると考えております。

一方で、テレワーク等に抵抗感がなく、また、パソコン等があれば仕事の場所を比較的選べないという観点から、地方への移転がしやすいICT関連企業は、先ほど申し上げましたとおり、固定資産を持たないことが一般的でありますので、オフィス取得に対する減税は使いづらいといふ現状もあります。

つきましては、賃貸オフィス等でも使えるよう

業等が活用できる補助メニュー等も今後御検討いただけないと、より使いやすい税制優遇制度になるのではないかと考えております。

また、今回は国家戦略特区法案も審議されておりますが、会津若松市も、デジタルコンテンツにおける著作権の包括的利用承認、いわゆるフェアユースについて、以前から提案してきたところでございます。

残念ながら、今回の改正法案の中では反映されおりませんが、現状の日本の著作権法のようないくつかの問題点を列挙していく必要があります。まず、著作物を利用可能でないことを例挙していきます。著作権法改正までは、デジタルの世界は技術革新が速いわけありますので、技術に法制度が追いつけていないといふふうに考えております。

一例を挙げますと、グーグルに代表される検索エンジンは、検索の高速化のために世界のさまざまなウェブページをコピーしているわけであります。日本では、二〇〇九年の著作権法改正までは違法でございました。一方で、さまざまな世界規模のICT企業を生み出しているアメリカでは、

簡単に申し上げますと、著作権者に経済的損失を与えないなどの条件を満たせば、著作物のコピー等をしても著作権侵害にならないというものがございます。

このような著作権の違いのみが、日本とアメリカのICT企業の違いの原因とは言えないと思いますが、日本発の世界規模のICT企業が出現するためにも、また、日本が誇るアニメや漫画をデジタルの世界で世界へ売り込んでいくためにも、著作権法におけるフェアユース規定の導入は必要であると考えております。

このような議論については、最近、国会でも御

最後となります。会津若松市でございますが、人口規模も面積も、日本全土の約千分の一、十二万という大き過ぎも小さ過ぎもしない人口規模からいつても、ICTの素地があることから、いつても、今後、世界の動向の中において中心になるICT、そしてエネルギーや交通、医療等のさまざまな分野をかけ合わせた、いわゆるスマートシティーの実証実験に適した場だと考えております。

また、農業や観光を中心の典型的な地方都市であります。少子高齢化等の典型的な地方としての課題を抱えて今やつてあるところでございますが、会津若松市での地方創生を実現できれば、他の自治体にも展開可能なシステムを構築することが可能であると考えております。まさに地方創生のモデル都市になると考えております。

地方創生関連の施策におかれましては、PDC A等を通じて成果をしっかりと見きわめつつも、地方の特性や自治体の心構え、勢い等を考慮した、全国一律配分ではない、かつ、単年度ではなく一定期間継続される支援策や交付金を期待しているところでございます。

今回の改正三法案も地方創生の流れをより加速化するものと理解しておりますが、今後ますますこの動きが加速化するように、国會議員の皆様や政府の方々の御支援を賜りながら、市長として会津若松市の地方創生に邁進していくことをお約束させていただきます。

早口で大変申しわけありませんでした。御清聴どうもありがとうございました。(拍手)

○鳩山委員長 ありがとうございました。

次に、中山参考人、お願いいたします。

○中山参考人 おはようございます。奈良女子大学の中山です。

御承知のように、二〇一一年に奈良県の南部で御議論をいただいております。徐々に関心が高まっていると感じております。つきましては、今後とも、ぜひ継続的かつ前向きに御検討いただきたいと考えております。

このように、奈良県南部の再生等々にもかかわっていますの

で、そういうことを念頭に置きながら意見を述べさせていただきたいと思います。

皆様御承知のように、地方創生を考えていく場合の大前提があると思います。その大前提是、私がとやかく言うまでもありませんけれども、日本全体で大幅に人口が減っていくことです。

人口が二十世紀のようになふえてる時代の中で、地方をどうしていくのかという話ではなくて、二十世紀は先進国の中でも日本の人口増加率は一番だったんですけども、二十一世紀は、このままいきますと、先進国の中で減少率が一位になるかもしれない。そういう時代の中で日本の地方をどう創生していくのか、それが今課せられた大きな課題ではないかなと思います。

また、これから国際競争が進んでいくと思いま
すけれども、国際競争というのは、東京とか大阪
だけで進めているものでは決してないと思います。
日本の国際競争力が豊かなその根底には、日
本の各地域の豊かな自然とか文化とか歴史、そ
ういったものが積み重なって日本のこの強い国際競
争力を持つてきているわけで、そういった地方を
どう維持発展させていくかということが、二十二
世紀、日本が国際競争の中で生き残っていく大
きなやはり原動力になつていくのではないかなど
思います。

そういうことを踏まえますと、人口が大幅に
減少していく中で日本の各地域をどう維持し発展
させていくのか、それが日本の地方創生にとって
は非常に重要なポイントではないかなと思いま
す。

その上で、私、専門が都市計画なんですかけれども、都市計画とか地方計画をやっている者から見て、日本の地方創生で何が重要かということなんですが、まず一つは、ここでも議論されていますように、地方における雇用であると思います。特に、地方の雇用で重要なのは、第一次産業と社会保障ではないかなと思います。

第一次産業で重要なふうにいいますと、よくな一般的に出てくるのは、第一次産業でどうプログラ

ンド力を高めていくのか、もしくは高額な商品をどう開発していくのか、また、農産物で国際競争にどう勝っていくのか。そういったことの重要性というのは当然ですし、それを無視する気は全くありません。むしろ、日本のそういうブランド力をどう高めていくのか、これは大切なことだと思います。

で、もちろんブランド力をつけていくというのは
重要なんですねけれども、多くの普通の農家がなか
なか生産ができない、そういう状況と、ここで議
論されている地方創生というのがきちっと両立し
合えるかどうかということは、今後もう少し慎重
に考えるべきではないかな、そのように考えて
います。

また、私の専門は都市計画とか地方計画ですけれども、日本でも、一九六〇年代以降、国土計画がずっとと行われてきました。政府・自民党がずっととされたきた国土計画というのは、一九六〇年代の旧全縦、新全縦、三全縦、四全縦とずっと続いてきています。今も国土のグランalborgでデザインしていくことが進められています。

かつての政府・自民党がされてきた国土計画といふのは、その当時の国土の持つている大きなな問題点、それを国土計画でどう改善していくのか、それが当時の政府が進めてきた国土計画であったんですね。この基本的な考え方などというのは、国土との抱えている問題、もしくは今後、国土で深刻になるだろうという問題、具体的には過疎過密の問題なんですけれども、この過疎過密の問題を国土計画でどう改善していくかというのが、かつて政

府・自民党が進めてこられた國土計画であったと思ひます。ところが、この間、國土計画で検討されてゐること、また、きょうの法案にも出でていますけれども、この間、連携中枢都市圏そして定住自立圏、きょう出されてきてはいるのは小さな拠点ですけれども、そういうた小さな拠点というのも非常に考え方としては重要だと思います。

ただ、かつて政府が進められてきた國土計画と今進められている國土計画の大きな違いがどこにあるかといいますと、かつては、先ほど言いましたように、國土で生じている問題をどう國土計画で解決していくのか、それが非常に大きな考え方だつたわけですね。ところが、今の國土計画といふのは、どちらかといふと、全体で人口が減つていく、全体で人口が減つっていく中で、東京、首都

圈への一極集中がある程度今後も進むだろう、人口が全体で減る中で、首都圏全体の人口も減るけれども、人口の集中度合いはむしろ三大都市圏を中心には高まつていくのではないか。

国土のグランンドデザインの中で書かれているのは、全体で二四%の人口が減つていく中で、首都圏の人口減少率が大体一八%、地方圏に行きますと三〇%以上の人口減少というのが見込まれています。そのもとで、人口が大幅に減つていく地方圏の中で人々の暮らしをどう成立させていくのか、それが今の国土計画の大きな柱になっているのではないかなどと思います。

かつての国土計画というのは、国土のひずみというのを国土計画でどう改善していくかというような、そういう計画論になつていていたんですけど、この間の国土計画というのは、むしろ、全体として人口が減つっていく中で首都圏の人口は集積度合いを高めていく、その中で地方は大幅な人口減少が避けられないけれども、そこで人々が暮らしていくためにはどうすればいいのか、そういう計画になつてしまつていてのではないかなと思います。

むしろ、我々計画をやつしている者から見ますと、国土のこういう大きなひずみ、それを解決していく一つの展望を示すのが国土計画であるわけで、残念ながら、そういう国土計画ではなく、どちらかといふと人口の偏在を前提にした国土計画を立ててしまいますが、そういう国土計画とここで皆さん方が議論されている地方創生が両立し得るのかどうかというところはもうちょっと慎重に考える余地があるのでないかな、そんなように思います。

最後ですけれども、地方創生というのは、もちろん、地方が中心になつてやつていくものだと思います。でも、先ほどから申しますように、安定した農業ができるとか地方全体の人口減少をある程度食いとめていく、そういった大きな基盤の中で地方が各地の主体性を生かして創意工夫を生かせるような、そういう取り組みを進めていくので

の皆さん、もちろん市民も含めてなんですかけれども、挙げて、連携して取り組むということが、

次に、松原先生にお尋ねをしたいというふうに思います。

の分散政策というのは検討はされてきましたけれども、なかなか実行されずに現在来ているかと思

です。

この地方創生をなし遂げる部分だというふうに考えております。

先ほどのペーパーで御説明をいただいたわけで、構造論」という部分についてお尋ねをします。現在、残念ながら東京一極集中が進んでおりま

ある面では日本企業のあり方自体の考え方方が変わっていくことが重要だと思つております。

いるわけでございますが、先生からごらんにな
たこの政策の評価、何は評価ができるがどの部
が不十分とと思っておられるか、その点について
う少し教えていただければありがたいと思い

果があるというふうに思いますし、隨時こういう後押しをしていただくことで我々の事業が進んでいくと思います。

これが非常に今進んできておりまして、そういう面では、地方への工場それから開発機能の移転というのは進んでいくと思います。

ハクトに集積していくことをどう考えたらいいかというような、特に、今回の小さな拠点もそうですし、立地適正化という考え方もそういう考え方です、普通に考えますと、人口が広がるとこは市街地を大きくなって、人口が減ると市街地

会津若松の構想の中で、やはり、定住人口と交流人口という考え方がありますので、その両方と

社自体も東京に置くものもあるがもしわざんけれども、本社機能の一部分というのは、そういう意味では地方の生産拠点、研究開発拠点に近いところに置かれていく可能性というのは私はあると思っております。

たが、もともとコンパクトシティーの考えは、ヨーロッパとかで進み出したんすけれども、ヨーロッパで検討されているコンパクトティーの大半は、一九八〇年代から九〇年代に外で広がった住宅団地を、人口が減少するにともう一度コンパクトにできないか、そういう

○大岡委員 ありがとうございました。
阿部市長におかれましては、復興と地

両立をするという大変困難なお仕事をされていられる
と思いますが、ぜひ相乗効果を出せるようにして
いただきたいと思いますし、室井市長におかれま
しては、きょうは小熊委員もいらっしゃいますけれども、会津若松という、大変恵まれた、歴史的
にも非常に団結心の強い、また知の集積、社長同志士の連携も大変強い地域というふうに聞いており
ますので、その強みをぜひ生かしていただきたいと思
います。私どもも全力でお支えをしてまいりたい
と思います。ありがとうございます。

私も地域構造論の中で地域構造の国際比較をしております。日本と同じような進んだ先進工業国で、ドイツですけれども、ドイツは非常に多極分散型の国土構造になっております。本社の集中率というのは、ベルリンも一〇%もないかと思いま

いたぐる環境は大変すばらしいところがあるんで
すが、なかなかこの困難にも直面をしておりまし
て、ぜひまた引き続き先生からの御指導をいただ
きたいというふうに思います。
・最後に、中山参考人にお尋ねをしたいと思いま
す。

ヨーロッパなんかでも、農村をコンパクトにするとか、もしくは旧市街地をコンパクトにするか、そういう計画というのはほとんどなくて大半のところは、日本でいいますと、一九六〇年代、七〇年代に、大都市周辺でだつと広がついた郊外の住宅地、そういうたとこを中心もう一度コンパクト化を図れないかという議論多いと思います。

〇大岡委員 ありがとうございます。
場合、コンパクトというのは、決して、農村を縮小するとか、いわゆる地方都市の中心部を小さくしていくとか、そんなものではなくて、どちらかというと、郊外にべつと広がつてしまつた住宅地を縮小する、そういう考え方方が強いのではないか、そのように思います。

はりいろいろな意味で、我が町の総合戦略のために、ここは集中的にこういうことを一番注意して作成したということについて、まず、首長の立場から、お二方に御意見をいただきたいと思います。お願ひします。

されども、言われるまでもなく、私たちが活力あるまちづくりを具現化するためには、その関係者に委員として入つていただく、あるいは別な形で御意見を頂戴する、こういった機会というのは絶対必要だというふうに考えております。

そこが私は一番、現場の声を聞くということだが、そして連携するということが大切なことだと

我々も想定していなかつた、いわゆる婚活といいますか、子供を産み育てやすい環境をどうやってつくつたらいいんだ、出会いをどうしたらいいんだというところまで今回踏み込ませて、交付金も頂戴しましたので、取り組みを進めているところであります。

が、先ほど、阿部参考人、室井参考人からもありましたとおり、この地方創生の取り組みは、この法改正で終わるものではなくて、二年、三年、場合によつては、五年、十年、しっかりと粘り強く取り組んでいかなければならぬ課題でござりますので、ぜひ引き続き、参考人の皆様には御指導、御支援賜りますことをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

瀬町、人口一万二千ということで、合わせて四万三千ということですざいます。その合併の際、言うまでもなく、平成十二年四月から施行されました地方分権一括法、要するに、市町村合併によりまして、平成十七年に合併したわけでありますが、その際のまちづくりの中での町の基本は、特別名勝松島というか、日本三景松島の一角でございますので、一つは、やはり

いうふうに思って、今現在
しているところでござります。
○室井参考人 今回、総合戦略も策定をさせてい
ただきましたが、それとセットで人口ビジョンの
公表もさせていただきました。

その中で、人口が本当に減っていくんだという
ことは、データをしつかり持っているとわかるわ
けです。国においても、一億人、九千万人を切る
という衝撃的な数字を発表されたわけです。しか

それで、今お一方から大変大事な視点のお話をいただいたんだけれども、もう一度、またお二方にお伺いします。

それは、議会の議員を経ていらっしゃるので、今度はそういう観点からのお話を伺いたいと思うのですが、特に今、室井参考人の方からは、総合戦略の作成ができた、その過程の中で議会の理解もいただいたというお話をありました。

ともすれば、産官学金労言の中で議会はどうか

○稻津委員 おはよつぱりでございます。公明党の稻津久です。

の市町村合併につきましては、地方分権一括法の中では、やはり国の説明は、これから人口が二割

四人の参考人の皆様へ 大変お忙しい中お越しをいただきまして、加えて、先ほど来大変貴重な御意見を賜りましたことを心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。
その上で、私にいたいた時間の中で、各参考人の皆さんに質問させていただきたいと思いま
す。

決してよろしく、皆さんどうしますか。新規者も流れでますよ、そういうたわかりやすい説明をいただきました。そういう中で、私たちがみずから自己決定、自己責任の中で市町村合併を選択したわけであります。

きょうは、まず、阿部参考人と、それから室井参考人にお伺いしたいと思つております。それは、お二方は、それぞれ地方議員も経験されて、かつ現在、市長さんをされているということで、まず、お二人に共通の質問をさせていただきたいと思うんです。

興まちづくりをつくるためにどういったまちづくりをつくるかというときに、やはり未来ある子供たち、少なくからず中学生ぐらいからやはり策定に入れてつくるうといふことで、前々から市民協働のまちづくり、地域内分権といふことで、市民みんなでとすることを掲げて市がスタートしまし

それは、地方版の総合戦略の作成についてなんです。現在作成中、またはもう既に作成されたと いうお話を伺いましたが、この地方版の総合戦略 の作成の中で、もちろん、産官学金労言とか、いろいろな方々も加わってくるわけなんですが、最も苦労される点、あるいは、この点についてはや

たので、そういった取り組みをして、今現在、復興まちづくりが続いている。それを生かさせていただいて、やはりこの地方創生というのは、それぞれの関係する皆様に御参加いただいて、国の方からは、金融機関を巻き込んでやるんだよという御指導もいただきましたけ

それと、従来あつた長期総合計画等、それぞれの市町村で計画がある中で、この総合戦略をどういうふうに、議会もありますから、当然議論の中で整合性を問われるわけであります。私どもとしては、従来から行政評価もやっておりましたし、PDCCAも行つていました。その中で、特に後押しをすべきもの、新規で取り組むものということです、今回、総合戦略を速やかに策定させていたいわけでありますが、そういう意味でいうと、議会の皆さんの一^二定の理解も得ているのかなと思ひます。

また、PDCCAの中で見直しをすべきKPI、それぞれの指標についてでありますが、今まで

は、行政に対するチェック機能もあるけれども、もう一方で政策立案機能がある。条例も制定できるし、それから予算の修正だってできるわけですね。

だから、議会の機能を本当に果たしていくということを考えたら、やはり住民の声を一番反映できるのは議会であるという立場から考えると、総合戦略の策定、あるいはその後についても議会や議員のかかわりは非常に大きい、大事だと思つんですよ。その点についてどうお考えか、お話をいただければと思います。

○阿部参考人 お答えいたします。

私も、十八年間地方議員を務めさせていた大いに

また、P D C A の中で見直しをすべき K P I 、

○阿部参考人 お答えいたします。

て、公選ということで、首長とは対等だという強い思いも持ちながら質問等をしたわけがありますけれども、そういった中で、まず議会、当然、それぞれの地方ではいろいろな意味で職業の経験を持つたり、やはり一言で言うと、議員は複眼の目があるというふうに、私はそういうふうに理解しています。

ですので、今回、幸いにも宮城県の場合には、県議会の議長さんに音頭をとつていただきまして、宮城県内の各議会にこの地方創生の説明会からスタートして、国の方からもテーブ等々もいただきましたので、DVDをいただきましたので、それも皆さんと一緒に見させていただいて、同じ日線、温度差なく進めていきたい、そういう努力はしていきたいというふうに思つております。

○室井参考人 議員の皆さんとの理解、すなわち、やはり町の理解、それから市民の皆さんの理解は当然だと思つております。

今回、交付金をまざいいただきまして、三月に議会の皆さんに議決をいただきました。消費喚起型と地方創生先行型ということです。

これについては、我々もしっかりと事前に取り組みをやらせていただいていた流れもありましたので、なるべくさまざまな分野に効果のあるところで、なるべくさまざまな分野に効果のあるところということで、先ほど申し上げた、今まで踏み込んでいなかつた、新しく出会いの場を設けたりするところまで取り組みをさせていただきました。

その過程で総合戦略等について発表をさせていたただかたわけですが、大きな新しい総合戦略の事業はこれから動いていくわけでありますので、私ども、その作成したものを事業として具体化していく中で、当然、予算措置も伴うわけでありますので、そのあたりはしっかりといろいろな話を受けながら事業化をさらに進めていく。

全てをまとめなければ総合戦略にならない、どれ一つ欠けても地方にとっては地方創生がかなわないという思いで、これから取り組んでいきたいと思います。

○稻津委員 ありがとうございます。

やはり、いわゆる二元代表制ということを考えていたとき、市長さんのそうした役割と、また議会の役割というのは、今回のこの地方創生というテーマでは、ある意味、特に議会側の取り組みがあるのは議員の取り組みがこれから注視されるべきだというふうに思つておりますので、大変貴重な御意見をいただいたと思います。ありがとうございました。

次に、松原参考人にお伺いしたいと思うんですけれども、先ほどの御説明をいただいて、本当にましたので、D�をいただきましたので、それも皆さんと一緒に見させていただいて、同じ日はしていきたいというふうに思つております。

○室井参考人 議員の皆さんとの理解、すなわち、やはり町の理解、それから市民の皆さんの理解は当然だと思つております。

今回、交付金をまざいいただきまして、三月に議会の皆さんに議決をいただきました。消費喚起型と地方創生先行型ということです。

これについては、我々もしっかりと事前に取り組みをやらせていただいていた流れもありましたので、なるべくさまざまな分野に効果のあるところということで、先ほど申し上げた、今まで踏み込んでいなかつた、新しく出会いの場を設けたりするところまで取り組みをさせていただきました。

その過程で総合戦略等について発表をさせていたただかたわけですが、大きな新しい総合戦略の事業はこれから動いていくわけでありますので、私ども、その作成したものを事業として具体化していく中で、当然、予算措置も伴うわけでありますので、そのあたりはしっかりといろいろな話を受けながら事業化をさらに進めていく。

全てをまとめなければ総合戦略にならない、どれ一つ欠けても地方にとっては地方創生がかなわないという思いで、これから取り組んでいきたいと思います。

○松原参考人 御質問ありがとうございます。

おっしゃるとおりに、企業誘致だけでは今はなかなか難しい時代になつております。そういう面では、既存に立地している企業の工場の進化というのをどうやって促していくか、あるいは地域にあります。あるいは議員の取り組みがこれから注視されるべきだというふうに思つておりますので、大変貴重な御意見をいただいたと思います。ありがとうございました。

次に、松原参考人にお伺いしたいと思うんですけれども、先ほどの御説明をいただいて、本当にましたので、D�をいただきましたので、それも皆さんと一緒に見させていただいて、同じ日はしていきたいというふうに思つております。

○室井参考人 議員の皆さんとの理解、すなわち、やはり町の理解、それから市民の皆さんの理解は当然だと思つております。

今回、交付金をまざいいただきまして、三月に議会の皆さんに議決をいただきました。消費喚起型と地方創生先行型ということです。

これについては、我々もしっかりと事前に取り組みをやらせていただいていた流れもありましたので、なるべくさまざまな分野に効果のあるところということで、先ほど申し上げた、今まで踏み込んでいなかつた、新しく出会いの場を設けたりするところまで取り組みをさせていただきました。

その過程で総合戦略等について発表をさせていたただかたわけですが、大きな新しい総合戦略の事業はこれから動いていくわけでありますので、私ども、その作成したものを事業として具体化していく中で、当然、予算措置も伴うわけでありますので、そのあたりはしっかりといろいろな話を受けながら事業化をさらに進めていく。

全てをまとめなければ総合戦略にならない、どれ一つ欠けても地方にとっては地方創生がかなわないという思いで、これから取り組んでいきたいと思います。

○松原参考人 御質問ありがとうございます。

おっしゃるとおりに、企業誘致だけでは今はなかなか難しい時代になつております。そういう面では、既存に立地している企業の工場の進化というのをどうやって促していくか、あるいは地域にあります。あるいは議員の取り組みがこれから注視されるべきだというふうに思つておりますので、大変貴重な御意見をいただいたと思います。ありがとうございました。

次に、松原参考人にお伺いしたいと思うんですけれども、先ほどの御説明をいただいて、本当にましたので、D�をいただきましたので、それも皆さんと一緒に見させていただいて、同じ日はしていきたいというふうに思つております。

○室井参考人 議員の皆さんとの理解、すなわち、やはり町の理解、それから市民の皆さんの理解は当然だと思つております。

今回、交付金をまざいいただきまして、三月に議会の皆さんに議決をいただきました。消費喚起型と地方創生先行型ということです。

これについては、我々もしっかりと事前に取り組みをやらせていただいていた流れもありましたので、なるべくさまざまな分野に効果のあるところということで、先ほど申し上げた、今まで踏み込んでいなかつた、新しく出会いの場を設けたりするところまで取り組みをさせていただきました。

その過程で総合戦略等について発表をさせていたただかたわけですが、大きな新しい総合戦略の事業はこれから動いていくわけでありますので、私ども、その作成したものを事業として具体化していく中で、当然、予算措置も伴うわけでありますので、そのあたりはしっかりといろいろな話を受けながら事業化をさらに進めていく。

全てをまとめなければ総合戦略にならない、どれ一つ欠けても地方にとっては地方創生がかなわないという思いで、これから取り組んでいきたいと思います。

○阿部参考人 お答えいたします。

本当に、地方にいますと、よく、企業誘致も含めて企業の進出がありますと、そこが農地だったり。委員も御理解いただいていますが、つい最近までは、医療関係については非常に緩和されたと

かといふことで、そういう経緯、経過がありますでした。そういった中で、正直なところ、私が行政に携わって二十八年間の間で、本当に時間もかかるけれども、先ほどの御説明をいただいて、本当に

ましたので、D�をいただきましたので、それも皆さんと一緒に見させていただいて、同じ日はしていきたいというふうに思つております。

○室井参考人 議員の皆さんとの理解、すなわち、やはり町の理解、それから市民の皆さんの理解は当然だと思つております。

今回、交付金をまざいいただきまして、三月に議会の皆さんに議決をいただきました。消費喚起型と地方創生先行型ということです。

これについては、我々もしっかりと事前に取り組みをやらせていただいていた流れもありましたので、なるべくさまざまな分野に効果のあるところ

で、なるべくさまざまな分野に効果のあるところということで、先ほど申し上げた、今まで踏み込んでいなかつた、新しく出会いの場を設けたりするところまで取り組みをさせていただきました。

その過程で総合戦略等について発表をさせていたただかたわけですが、大きな新しい総合戦

略の事業はこれから動いていくわけでありますので、私ども、その作成したものを事業として具体化していく中で、当然、予算措置も伴うわけでありますので、そのあたりはしっかりといろいろな話を受けながら事業化をさらに進めていく。

全てをまとめなければ総合戦略にならない、どれ一つ欠けても地方にとっては地方創生がかなわないという思いで、これから取り組んでいきたいと思います。

○阿部参考人 これは例え東松島市の例ということで御理解いただきたいんですけども、よ

く、まちづくり、毎年、住民のアンケートをとる

んです。東松島市の場合は、ブルーインパルスの航空自衛隊があります。そうしますと、航空祭では人が来るんですけども、日常の中はどうしても騒音という、苦情と申しますか、気になる部分があります、騒音。それから、もう一つは、やはり地方は皆、これは被災地と同じなんですか、あります。震災前から、雇用の問題、働く場がありまます。あわせて、東松島市、地方の場合では足、弱者ですね、要するに交通の問題。これが、アンケートをとると、東松島は、つい最近までワーストリーということになつていました。

例えばの例なんですけれども、ワーストワーストリーです。そこで、騒音対策なり、交通弱者なり、具体的に何とか解消しようという取り組みを当然考えます。そういう際に、必ず許認可の関係が出てきます。

足を確保するために、幸い、あした、仙台から石巻まで仙石線が運転再開しますけれども、その野蒜駅の町なんですけれども、線路で、レールで結ばれていればいいんですけども、横の部分になるとバスとか、そういうことになります。今回の特にコミュニティーバスとかいう話になりますが、自家用有償旅客運送による貨物の運送等の特例ということで、こういった部分についてそれが今、震災とは別なところで、この特例の中で、バス等もこれまでの許可から届け出だけでなるようになる。そういうことです、やつとと言ふとどうかとは思いますが、そういうた思いもあります。

ですので、本当に今回、地方創生の中で進めるに当たっては、法改正、そういう環境整備もしっかりと皆様方にお考えいただきたいなというふうな考え方で今いるところでございます。

以上でございます。

○奥野(総)委員 一步一歩進めていくということで、評価されているというのはよくわかりましたし、これで終わっちゃいかぬということもそうだと思いますが、次のステップとして、ちょっと

話がそれます、この間、大阪都構想があつて、あれが否決されてしまつてちょっと心配しているのは、これでいろいろな議論がとまつてしまつたのを逆に心配しているんですね。都構想がいいと言つては、やはり東京でなければならぬというものがあります。

そこで、ちょっと室井市長伺いたいんです。後ほどまた福島バレーの話を伺いますが、地方分権について、例えば道州制についてはどのように思われますか。

○室井参考人 道州制の議論については、目の前の枠組みに今取り組んでおりますので、大きな枠組みの中で私がどう発言するかということは、立ち位置が今非常に微妙でございますので、ちょっとお答えしづらいので御理解いただきたい。

ただ、やはり、効率的で、皆さんのが納得いく体制に移行するということは当然想定されます。当然、そういう道州制の議論がされていたというの

はありますけれども、会津若松市も合併して十年たつた、一町一村と合併しております。まずは、新市一体性を持たず、または事業として広域で連携してやつていくということで、それぞれの

特性のある事業はしていただきますが、広域でできるものは広域でというような考え方で今取り組まさせていただいているということで御理解いただ

きたいと思います。

○奥野(総)委員 よく理解できました。

申し上げたいのは、地方分権、我々でいうところの地域主権をもつとさらに前に進めるべきだと思いますことを伺いたかったわけであります。

それから、松原先生に伺いたいんですけども、

まだ東京都にむしろ集積をしているということなんです。これは、理由は何んでしようか。

○松原参考人 まだまだしつかりとした分析といふのは十分にはできておりませんけれども、例え

ば広告業の地図を出しておりますけれども、対面接觸、フェース・ツー・フェースでビジネスをしくりの、あるいはサイエンス型の産業もあります。

それでも、やはり東京にいろいろなタイプの多様性のある人材、才能のある人材、こういった者が多く集まっているといったようなことが集積というものの背景にはあるかと思つております。

そういう面では、特にこういつた若者に人気のあるようなクリエーティブ産業自体、これは東京の国際競争力の源泉でもありますので、ここは強めつつも、ただ、情報通信手段が発達してきておりまして、創造性を生かす地域というのではなく東京でなくてもやつていて、才能のある方が自然のある地方都市であるとか過疎地域でも仕事をやつていただける、そういうつながりも出てくると思いますので、そういう面では、こういうような創造的な産業というのを地方で創出していくことが重要だと私は思つております。

○奥野(総)委員 ある人から伺つたんですが、テレワークがいまいち普及しないのは、結局やはり対面が大事じゃないか、大事なところは対面して話し合つていかないとイノベーションは生まれないんじゃないかな、こういう意見もあるんですね。

今ちらつとおつしやいましたけれども、広告に限つておつしやつてしまつたけれども、やはりあらゆる度数のフェース・ツー・フェースは大事です。だから、幾ら地域イノベーションといつても、やはりある程度人が集まつてきて、いろいろなタレンツを持つた人が集まつてこないと地域イノベーションということが生まれない。

さつき地域イノベーションとおつしやつた言葉の定義は、私は余りよく理解していらないんです

が、字義どおり捉えたときに、何かブレークスルーを起こすということであれば、やはり一定程度の人の集積がないと無理だという印象を受ける

りがとうございます。私の方からもお札を申し上げます。

早速質問に入るわけですかけれども、きょうはお二人の市長様に来ていただいておりますが、どちらの町も合併を体験されておられます。それで、もちろん合併というのはそれぞの町の判断でありますけれども、随分、やるときには事前に、合併すればこういうふうに支援するという枠組みをつくつてやつたわけありますけれども、同時に、それと一体に三位一体改革ということもやられまして、逆に地方交付税の方は随分減らされるということもございました。

当委員会でも随分、やはりこれからことを考える上で、これらの施策がどうだったのかというのをしつかり見きわめる必要があると私たちは主張してきたわけでありますけれども、今では、これを進めた地制調の西尾勝会長なども、三位一

体改革はこんなはずではなかつた、惨めなる結果に陥つた、大失敗としか言いようがないと国会に出てきて語られたこともありますし、平成の大合併についても、もう少し、編入合併される側の町村の小さな自治を大事にするということをやつた方がよかつたんじゃないか、こういう御発言もございました。

率直に、合併されて、そして三位一体改革といふものも経験されて、各首長としてこれをどう受けとめておられるか、お二人の首長さんからお話を聞かせてください。

○阿部参考人　まず、市町村合併についてであります。平成十七年に合併した自治体はちょうど合併十周年という年になります。今、そういった中でどうだつたんだという御質問であります。東日本大震災で、東松島市については小さな合併でありますので、きめ細かに住民自治に力を入れてまいりましたので、後で調査していただければ御理解いただけると思いますけれども、東松島市では合併が非常に力を發揮した部分が大きかったのかな、そう思います。

た。この件につきましては、平成二十年十一月に全国市長会の方で、地方交付税の減額について不満を表明しておりますので、組織としても、六団体の中でも全国市長会についてはそういう表明をさせていただきました。

東松島市ではどうだといふと、これは各自治体の皆さんそんなんですけれども、実は、地方交付税で地方創生と同じようなそれぞれのまちづくりながら、この地方交付税がやはり我々にとっては命線かな。要するに、地方税ゼロの自治体もあるわけですので、これをいただいて、どうだと威張つて言えることではございませんけれども、ただし、地方交付税、総務省からそういう配慮いたしている自治体にとつては生命線なのかなというふうに感じております。

○室井参考人　お答えをいたしたいと思います。

三位一体改革での交付税のお話がありました

が、やはり交付税、予算化するときの算定が非常

に微妙なところがござります。ですから、それがもうちょっとクリアになつたり、要するに、しつかりと予算組みができる、やつてみたならば足りない

かつたということになると、自治体はやはり財政力が弱いわけでありますから、その辺に関しては、実はこの三位一体改革で非常にいろいろな面

で自治体は苦労したわけであります。今後も、国におかれましては、その辺の御配慮をぜひお願ひをしたいと思います。

○阿部参考人　まず、市町村合併についてであります。平成十七年に合併した自治体はちょうど合併十周年という年になります。今、そういった中でどうだつたんだという御質問であります。東日本大震災で、東松島市については小さな合併でありますので、きめ細かに住民自治に力を入れてまいりましたので、後で調査していただければ御理解いただけると思いますけれども、東松島市では合併が非常に力を發揮した部分が大きかったのかな、そう思います。

そういう中で、三位一体改革のお話も出まし

未来が開けるものだと思います。

ただ、残念なのは、いろいろなお約束の中で、一定期間後に縮小しなければいけないようなものもあるわけであります。地域文化、お祭りであつたり地域固有のものについては、やはりこれ

はコミュニティですから、しっかりと残すような

努力を新市の対応としてるべきだというような

スタンスで、今周りの皆さんとはお話をさせてい

ただいているところでございます。

○宮本(岳)委員　大変貴重な御意見をありがとうございます。

それで、とりわけ、人口減少社会と言われる中

で、どう国土を守つていくのかというの是非常に大きな課題だと思います。災害も非常に多い。そ

れで、防波堤などのハードな構造物で防ぐという考え方もあるわけでありますけれども、大事になつてくるのは、災害に強いまちづくりをいかに進める

か。この点で、阿部参考人からも、随分先駆的な取り組みのお話を伺いました。また、中山先生は、奈良県南部の復興支援にこの間取り組んでこられたという話を冒頭のお話でございました。

そこで、阿部参考人と中山参考人に、災害に強いまちづくりという点で、地域住民の自治の力をどう発揮させていくか、お二人の御見解をお伺いしたいと思います。

○阿部参考人　実は、宮城県は、宮城県沖地震といふことで、大体三十五年前後に一度は大地震が発生するというふうに政府の地震調査委員会でも発表されております。ちょうど私が市長を拝命しました。二十年で八〇%、三十年で九〇%という

年延長をお認めいただきました。残された期間、特例債事業をしつかりやつしていくというふうに思いました。二十年で八〇%、三十年で九〇%というふうに思っています。

私は、やはり、行政がしつかりと皆さんと情報を共有しながら、国、県と連携しながら取り組んでいくことが生命財産を守ることだというふうに思つております。

以上でございます。

○中山参考人　自治の力をどう引き出すかという

ことなんですかけれども、自治の力を引き出す場合、やはり最も重要な役割を果たすべきは行政だ

と思いますね。

今回の自然災害にしましても、市民がきちんと立ち上がりて自主的にいろいろなことをしていく

も、私ども東松島市を中心とする直下型、要する

に、震度五強、それから震度五弱二回、一日三回の地震がありました。今回の東日本大震災よりは、建物の被害が非常に大きかったです。時間は短かっただけでありますけれども、直下型ですから、下からですから。

そういったことで、それが今回の東日本大震災の対応には生きたわけですけれども、そのときに思つたことは、やはり、自助、まず自分たちの命を守る自助、それには、プラス共助で、地域で自

治防災をつくつていただくということで、みずから自分の命、地域で助け合う共助、それを全部市内でつくつていただきました。これは宮城県で一番最初だったというふうに思います。

そついた中で、今回の東日本大震災で、さら

に、沿岸部よりは比較的被害の少なかつた内陸部がお互いに助け合う共助、そして震災後には、お互いに地域の中で、町の中で災害協定を結ぶ、地域の協定を結ぶというような、そついた取り組みまで今いつています。

ですので、私は、これは行政がしかけたんじゃなくて、住民の皆さんのがみずから、これまでの経験とかそういうもので、命を守るために、あるいはこれからの防災、減災のために何が必要なのか、そういうことで、これまでの宮城県の、あるいは東松島市の教訓を生かして、今後の防災、減災に生かしてきたというのはそういう考えでございます。

私は、やはり、行政がしつかりと皆さんと情報を共有しながら、国、県と連携しながら取り組んでいくことが生命財産を守ることだというふうに思つております。

以上でございます。

○中山参考人　自治の力をどう引き出すかといふことなんですかけれども、自治の力を引き出す場合、やはり最も重要な役割を果たすべきは行政だ

と思いますね。

今回の自然災害にしましても、市民がきちんと立ち上がりて自主的にいろいろなことをしていく

場合、それをきつと支援していく行政が存在しているかどうか、やはりそこが復興についても大きな明暗を分けているんじゃないかなと思います。もちろん合併に対する評価はいろいろあると思いますけれども、小さくとも役場が存在していったかどかうかということが、その後の復興にとっても極めて大きな違いを出してきたのではないかなと思います。

ですから、市民とか地域の人の自治の力を高めていくときに、やはり行政の果たす役割というのは極めて重要でして、行政の力をどう高めていくのか。特に地方創生なんかでも、この間頑張つておられるところは、やはり行政が頑張っているところだと思います。もちろん、先ほども企業の移転とかもありましたから、そういうことは大いにやつたらいいと思うんですけれども、やはり地域の自治力を高めていくために一番早いのは、むしろ行政職員をふやしていく。

だから、いろいろと補助金をつけて民間企業の誘致もやつたらいいと思うんですけれども、同じお金をかけるのであれば、行政職員をふやしていくということをきつちりやって、行政が核になつて地域の活性化を考えていく、防災力も高めいく。やはり行政が地域のかなめになるという、その視点が重要ではないかなと思っています。

○宮本(岳)委員 ありがとうございます。やはり力を本当に地域で高める上で、私は、地方国立大学、地方大学の役割というのは非常に大きいと思うんです。

町おこしに取り組んでいるという話もありました。たゞ、私がこの委員会でも明らかにしたんですが、今、地方国立大学が運営費交付金がどんどん削られて、さつき地方交付税交付金の話がありましたが、大学の方も運営費交付金が、基盤的経費が削られて、各地の国立大学から、このままでは

そういう地方創生の知の拠点としての役割すら果たせないという悲鳴の声が上がっているということを御紹介申し上げました。

そこで、そういうお話をあつた会津若松の市長さんと、それから国立大学で教鞭をとられている松原先生、そして中山先生から、地方国立大学の基盤的なそういう経費をきつと確保することについての御意見をお伺いしたいと思います。

○松原参考人 私の資料で図の九というのはちょっと駆け足でしたので説明いたしませんではたけれども、この図にあるんですけれども、産官連携が、東京だけではなくて、三大都市圏だけではなくて、地方圏でも活発に行われております。そういう状況をこれでは示しております。

特に理工系の大学の学部が割合、地方の工業都市に多くあります。例えば山形県の米沢、ここには山形大学の工学部があるんですけれども、そこでは有機ELの研究というのが非常に熱心に行われております。長野県上田ですけれども、信州大学の織維学部があります。その織維学部では、ナノテクノロジーの立派な研究成果というのが出てきております。

たくさんの例を挙げれば切りがないんですけれども、地方国立大学の特に理工系の学部、そこが産学連携の核になつております。昨年も福井大学を訪問いたしましたけれども、福井大学で、公設試験研究機関、地域の中小企業と一緒になりまして、炭素織維の新しい製品なども生み出しております。そういう面では、地方国立大学の地方創生に果たす役割というのは非常に大きなものがあると思います。

ただ、現状では、そういうかわり方という財政的な支援も大事ですけれども、卒業生をどうやって地域に定着させていくか、卒業生の就職先として地方都市のあり方というものを考えていく必要があると思っております。

以上です。

○室井参考人 様々な問題があると思います。会津大学は単科大学でございます。情報通信専

門ということで、二百四十名の定員で四ヵ年ということでありますので、そういう意味でいうと、ういっただけで御活躍されるということで先ほどございますが、実は、六割が県外から来られました。八割が県外に行かれます。ですから、県内の方までよそで御活躍されるということで先ほど

のシナリオになつているわけでございますので、今後もそういう意味での御支援をいただきたいと思います。

今回、私の資料の四枚目でございますが、農作物の鮮度IT管理ということで、イオングループ、これは、震災以降風評被害もございました、それをしつかり応援していただいて、それに今回は東京農大さんのさまざまな見を見をいただきまして、新規参入まで可能にする科学的な裏づけをつくりていただきたいということでやつております。

また、農業は地方にとつては新しい産業の一つという位置づけで、六次化も含めて、農産物の一次加工場、カミサリーという言葉がありますけれども、その誘致の方もイオングループの方に今までござります。

いずれにしても、大学の知というものは普遍的なものであります。ぜひ、活用させていただけるような御支援を国にもお願い申し上げたいと思います。

○中山参考人 御指摘のように、地方の大学がその地方の創生にかかわっていくこととは非常に重要なことですし、それが大学にとつてもプラスになりますし、その地域にとつてもプラスになると思います。

ただ、現状では、そういうかわり方というのでは、どちらかというと三年から五年のプロジェクトでやつしていくものが圧倒的に多くて、一方では経常的な経費が減る中で、そういうたった短期間のプロジェクトで進めざるを得ない、そういう大きな問題があるのでないかなと思います。

やはり大学が地域にかかるのではなくて、経常的な質問をさせていただきますので、石破大臣初

にずっととかかわっていくということが大学にとっても重要だし、地域にとつても重要な、そう理解してます。そのためには、三年とか五年のプロジェクトを重点的にやつしていくよりも、そういうものが安定的に統けられるような経常的な財政保障というのがどうしても必要ではないかな、そのように思います。

○宮本(岳)委員 時間ですので、終わらせていました。ありがとうございます。ありがとうございました。

○鳩山委員長 以上をもちまして参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきました。まことにありがとうございました。委員会を代表して心から厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○鳩山委員長 速記を起こしてください。

○鳩山委員長 この際、お詫びいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として内閣府地方分権改革推進室次長濱田聰君、内閣府地方創生推進室長内田要君、内閣府地方創生推進室長若井英二君、国土交通省大臣官房審議官北本政行君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○鳩山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。福田昭夫君。

○福田(昭)委員 民主党の福田昭夫でございます。

本日は、地方創生関連三法案の締めくくり質疑ということがありますので、今後のこと踏まえた総括的な質問をさせていただきますので、石破大臣初

め政府関係者におかれましては、ぜひ簡潔にお答えをいただければと思います。

まず一つ目でありますと、人口減少時代に対応した生活圏の整備についてであります。時間があまりませんので、括弧一と括弧二と一度に質問させていただきます。

資料は一から七まで用意をいたしましたが、これは全て総務省、内閣府、そして国土交通省がつった資料でございまして、これらは地方創生にとって欠かすことのできない面的な整備、つまり、第一次生活圏、第二次生活圏、さらには第三次生活圏、広域生活圏をどうつくっていくのかという点にかかる支援の仕組みでございますので、こうしたことについてまずお伺いをいたしました

まず最初に、定住自立圏と連携中枢都市圏の指定条件について、特に昼夜間人口比率の取り扱いが違うのはなぜなのか。また、財政支援について、定住自立圏は特別交付税のみ、連携中枢都市圏は普通交付税と特別交付税の対応と大きく違っているわけでありますと、その理由は何なのか、お伺いをしたいと思います。

〔委員長退席、寺田（稔）委員長代理着席〕

○あかも大臣政務官 お答えをいたします。
まず、連携中枢都市圏の昼夜間人口の要件比率がおおむね一以上だ、一方で、定住自立圏の昼夜間人口比率は一未満にすべきじゃないかというお問い合わせでございます。

お尋ねのとおり、連携中枢都市圏の昼夜間人口比率は、今、おおむね一以上としているんですと、対象となる都市圏、これらについての条件は今年度中に確定をさせるものとしております。
あわせて、定住自立圏の中心市における人口比率の要件については、地方分権改革に関する提案方からの提案を受け、連携中枢都市圏における要件の考え方を参考に、必要な検討を加えるというふうに今考えておるところでございます。

あわせて、財源措置の違いについてお尋ねがご

ざいました。

定住自立圏、これには特別交付税措置だ、連携

中枢都市圏については普通交付税もあるという話でございますけれども、この違いでございます。

定住自立圏、これにおいては、必要な施策をみずから選択して取り組むことによって圏域ごとに必要な財政需要が異なるという事情。一方の連携

中枢都市圏についてでございますが、経済成長の牽引役となるという役割であるとか、高い機能の都市機能を集積、強化するといった広範囲な取り組みであるとか、さらには、多くの分野にわたる幅広い取り組みをするということでの違いでござ

います。

○福田（昭）委員 今の説明は、今までとはそれでいいんだと思うんですよ。今までではですよ。しかし、これから本格的に、消滅可能都市が全国の市町村の約半分あるという中で、では、どうやって地方を創生させるということについては、これはやはりちゃんと見直しをしないとダメだと思うんですね。

ですから、私はもともと、昼夜間人口比率一について、自治省の時代から総務省が指定して推進してきた広域行政圏というのがある、広域行政圏の中心都市は、もし一を下回っていても、やはり定住自立圏として指定をして応援すべきだ、そういう提案をずっとしてまいりました。

今回の市町村合併を踏まえて、千七百十八の市町村のうち、実は五万人未満の都市が約七割なんですよ、市町村が。ということを考えると、五万人以上という人口の規模も、もしかするともうちょっと下げる三万人以上とかそれぐらいにしな

いと、本当に、それこそ、国土の均衡ある発展は捨てちゃつたのかどうかわかりませんけれども、

国土の均衡ある発展をやはりこれから地方創生のために実現していくことになれば、人口規

模もそうですし、昼夜間人口比率もそうですし、

さらには経済成長の牽引役、こういう話があります。

これは確かに、人口二十万以上の都市にはそ

いう役割を果たしてほしいと思いますけれども、

しかし、人口三万の中心都市であっても、五万の

中心都市であっても、ここに必要なのはやはり雇用の場、働く場なんですね。やはり、そこは、小さな生活圏であっても、その中でしっかりと産業

を起こして経済を引っ張っていく、そういうこと

もなければ私はだめだと思っているのですから、そういう意味では、お答えは要りませんけれども、定住自立圏と連携中枢都市圏は非常に私

は重要な仕組みだと思ってますので、今後の方創生に向けて、ぜひ、さらなる御検討、見直しをしてほしいというふうに思います。

二つ目は、小さな拠点形成、これは内閣府の、中山間地域等向けだと。さらに、国土交通省の、

都市再生特措法に基づいて、多極ネットワーク型のコンパクトシティーの形成という仕組みもあります。そこに、今回法改正の中にもありますけれども、地方活力向上地域の形成など、三

大都市圏を除く地域から企業の移転、あるいはもともと地方にあるものの拡充型、移転型というこ

とで企業を応援して、それこそ地方の活力を向上させようということになります。

こうした仕組みをしっかりと組み合わせたことに

よって、自分たちの町の生活圏あるいは経済圏を整備していくということは非常に大事だと思いますけれども、こうした組み合わせのモデル例につ

いて自治体にお勧めしたらどうか、こう思つてますけれども、石破大臣の御所見をお願いしたいと

思います。

〔寺田（稔）委員長代理退席、委員長着席〕
○石破国務大臣 モデル例というのは、まだ、コンパクトシティーとか、コンパクトビレッジとか、そういうものの概念がいま一つよく伝わっていらないところがあるというふうに私は承知をいたしておるところでございます。

これをどういうような形でやつていくか。そこにおいて必要なのは、特にコンパクトビレッジはそういうふうに思つてますが、改めて石破大臣の御所見をお願いします。

○石破国務大臣 それぞれ目的が違つておりますので、これを一本化するといつことが必ずしもいいことだとは思いませんが、委員御指摘の、わざりにくいというのは、これは事実であります。

ボトムアップの手法が必要だと思っておりまして、その際に、こういう例がある、こういう例があるというようなことはきちんと周知をさせていただいて、そういう御理解のもとにボトムアップをしていかないと、この小さな拠点というものは、ネットワークというものは機能しないと思っております。そのように心がけてまいります。

○福田（昭）委員 今、石破大臣のお答えのとおりだと思いますが、そだとすると、今年度中に地方版の総合戦略をつくるというのは、実は時間がないんですね、足りないんですね。それこそ、大臣が嘆いているように、地方に行つたらKPIもわからなかつたとかそういう話があるよう

ですから。本当に地方がみずから考えて、みずから自分たちの地域をこれから維持発展可能な町にしよう、都市にしようというのには少し時間が足りないというのは、私は最初から思つてゐる話なんですが、後追いでできればいいのかなというふうに思つております。

次に、二番目の、三つの特区の一本化についてあります。事務局にお伺いすると、構造改革特区が三百七十四、総合特区が四十八、国家戦略特区が六、合わせて四百二十八の特区が実はあるということになります。これではちょっと、今までの質問にもありますように、国家戦略特区の中に地方創生特区も出てきちゃつて、何が何だかわからなくなつてしまちゃつたという与党の方からの質問もありました。

そうした中で、我が党の佐々木委員からも、ぜひ三特区の一本化をすべきではないか、こういう提案がありました。私もその考え方は非常に賛成であります。そして、やはり地方にとつてわかりやすく、しかも使いやすくなることが大事だと思います。

思つておりますが、改めて石破大臣の御所見をお願いします。

○石破国務大臣 それぞれ目的が違つておりますので、これを一本化するといつことが必ずしもいいことだとは思いませんが、委員御指摘の、わざりにくいというのは、これは事実であります。

私たちとして、とにかくキーワードはユーバー・フレンドリーだと思っていまして、実際の自治体にとって使いやすい制度というものを念頭に置きながら、これから先、フォーラム等々を開催して、制度があつても、あることもわからない、どう使つていいのかわからないということでは活用のしようがないわけで、どういうふうにして今後手直しをしていけば、さらに使っていただきやすくなるか、政府の理屈ではなくて、自治体の御理解の促進というものを念頭に、これから先また検討してまいりたいと思っております。

今回、一本化というのは極めて難しいのですが、より使いやすい制度を目指してまいります。

○福田昭委員 大臣の御発言ですけれども、しかし、総合特区には国際戦略特区もあるし地域活性化特区もあって、そういう意味では、国家戦略特区が狙いとしているものもそれで対応できますし、構造改革特区はどちらでも対応できるということでありますから、先ほども会津若松の市長さんも言つておりますけれども、問題は規制緩和と、制度改革と、そして財政、税制、金融、この四つの支援策をどの仕組みにも導入するということが実は大事だと思っていまして、そういった応援策の面からも、支援策の面からも、やはり一本化していくということが大事かなとうふうに思つておりますので、御指摘をさせていただきます。

次に、時間の関係で、地方創生のための財源確保については、お願いだけしておきたいと思います。まち・ひと・しごと創生事業費の拡充と一般財源の確保、そして新型交付金の創設について、全国知事会から、要望書というんですか、それが出ているかと思つますけれども、そういうたた意味では、新型交付金については、既存の歳出の振りかえで〇・五兆円、また、新規財源で、法人税の見直しで〇・一兆円ということで恒久的な財源は〇・六兆円は確保されているのかなと思つていますが、残り〇・四兆円、やはりこれも、法人税な

どの偏在是正によって恒久財源を確保する、こう使うのがいいのかわからないといふことは、活用のしようがないわけで、どういうふうにして今後手直しをしていけば、さらに使っていただきやすくなるか、政府の理屈ではなくて、自治体の御理解の促進というものを念頭に、これから先また検討してまいりたいと思っております。

また、平成二十六年度の補正では、先行型交付金が千七百億円であります、平成二十七年度はゼロ円であります。二十八年度以降、これを大幅に上回るような額を確保するようというふうな要請もありますので、ぜひ御努力をお願い申し上げたいと思っております。

次に、四番目の国家戦略特区法の提出項目についてであります。

今回、それぞれの審議会や政府内で十分な議論が行われていなくて、内容を政省令や基本方針に任せてしまふような項目が提出をされました。例えば、公設民営学校、外国人の家事労働、外国人の医師等が行う臨床修練等であります。こうした項目は、ぜひ今後、国家戦略特区法での改正項目として提出するのは、ちょっと慎重に扱うべきではないか、こう思つておきますが、石破国務大臣の御所見をお願いしたいと思います。

○石破国務大臣 多くの御議論をいただきまして、まことにありがとうございます。石破大臣の御所見をお願いしたいと思います。

○小熊委員 総務省の御議論をいたしました。政府内で十分議論されていないという御指摘でございますが、それぞれの地域からニーズとして上がってきたものに特区として応えるという形でこのようにさせていただいているところでございました。

○鳩山委員長 その件は、理事間で、各党間で御協議を願いたいと思っています。

次に、小熊慎司君。

○小熊委員 総務の党の小熊慎司です。これまで大臣とも地方創生についてさまざま議論をしてきて、まだまだ議論は尽きない中でありますが、法案の採決もしなければならないということが、法案の採決もしなければならないと、まだまた議論は尽きない中であります。そこで、今後も、今ほど福田委員からありましたとおり、また違った形でいろいろなことをしていくかなければいけないし、大臣自身も、「やねだん」をぜひ皆さん見に行つてくださいと言いましたから、そういった現地調査も我々はしていかなければいけない。また、地方創生も、この法律で完成

づいては政省令で規定する、基本方針はこんなふうに考えているとか、そういう説明ぐらいできないと全く議論にならない、このように思つております。それぞれ、先ほど申し上げた事例については、大変重要な案件なので、できれば個別法の改正でしっかりと対応してもららうというのが日本のためかなというふうに思つておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げたいと思っています。

そろそろ時間がなくなつきましたので、終わりに、今後、地方創生にかかる自由な討論の場や、元気な地方を視察することなどをぜひ検討していただこうよう、鳩山委員長並びに各党の理事にお願いをして、私の質問を終わります。

大変ありがとうございました。

○石破国務大臣 このような企業を誘致するのがいいのかということは、その地域に今どのような企業誘致というのはやりやすかつたりするんですけども、とりわけ小規模の自治体が連携をして広域的に企業誘致をするといった場合、国としてどのように支援策があるのか、まずお聞きいたします。

○石破国務大臣 このような企業を誘致するのがあつたときには、大きい都市が企業誘致というものはやりやすかつたりするんですけども、企業誘致をするといつた場合、國としてどのようないいのかということは、その地域に今どのような企業誘致が、あるいはどのようないい企業誘致があるか等々、いろいろな要素があらうかと思つております。そこにおいて、一つの自治体だけで全てを備えているというものがあるわけではない。これは国会でも累次答弁を申し上げましたが、地域経済分析システムといふものを見ることによって、どこどこが連携をすれば一番有機的な企業誘致ができるんだろうかというのを見えてくる部分があるんだろうと思います。

従来、企業誘致といえども、一つの市町村だけで考えてきた、町長さんや市長さんがいろいろな企業にお願いして、うちの町にこれ来てくださいみたいなことがあつたわけですが、これから先、広域連携をきちんととした数字分析に基づいて行うことによって、どこに来てもらうのが一番いいだろうか、町にとつてだけではなくて、その企業にとってどのようにいいことがありますといふのを提示しないと、単なるお願いベースで終わってしまうわけがございまして、そういうもの

は、その広域連携の仕組みが明確にあるのかといえば、漠然としている中で、先ほど参考人の質疑の中でも、広域連携の方といふのは、企業誘致に関しては明確なものが今仕組みとしてはありません。

そういう意味においては、大きい都市が企業誘致というのはやりやすかつたりするんですけども、企業誘致をするといつた場合、國としてどのようないい企業誘致をするといつた場合、國としてどのようないい企業誘致があるのか、まずお聞きいたします。

○福田昭委員 政令に委ねられております部分、そこを、御議論の趣旨をきちんと体して明確にしながら、この制度の運び方に御指摘、御懸念いたただすことのないように努力をしてまいりたいと存じます。

○小熊委員 その辺りの御指摘をいたしましたが、今回、政省令や基本方針に細かいことを任せるというのは、話としてはわかりますが、しかし、その任せる内容も決まっていない、これでは議論のしようもないということでありまして、少なくとも、これとこれどういうことになりますけれども、私も地方議員として、そういう

う広域的なお金の出し方の中で、負担割合というのを人口規模で決めたりはしているんですけどけれども、その中でもやはり、町より大きい市からすると、負担が少ないので町の方はとなるし、町の方からすれば、いやいや、市はいろいろな恩恵を受けているだろうというのがある。

だというふうに思つておりまして、最初に額がありきなのではない、大事なのはコンセプトを確立することだと私は考えております。

してその上で新たな制度を検討するということが必要だというふうに思います。御所見をお伺いいたします。

強化税制でござりますけれども、地方の企業がその場におきまして本社機能を拡充する場合の拡充型の税制につきましては、おおむね人口十万人程度になりますように各市町村で連携をして計画をつくつていただくよう、この法律の下位規定につくつ

けているだらうというのがある。
そういう各市町村ごとに予算が分けられていま
すから、この予算のあり方というのも、今言われ
た、いろいろカテーテゴライズしていくのはそういう
やり方でいいと思います。では、その際に、それ
ぞれの負担金という中で、地域の方々、またそれ
ぞれの議会が納得感が出るような仕組みをつくる
ないと、結局、まとまっているようでお互いに疑心
暗鬼になつたり、ねたみやそうしたものが出でし

これはまた、先ほどの福田委員の質問でもあります。したとおり、定住自立構想とか、これは検証して、いろいろ整理をしていかなければいけないというふうに思いますし、先ほど参考人の質疑でも、東松島市は仙台という大きな都市の衛星都市みたいになつていて、あとその周辺でネットワーク化をしていく、そうやってどうやって生きていくこうという背景がありますし、そこはそのやり方があります。会津若松市は、私の地元の会津と

立園構想、それぞれ支援の仕組みが異なつております。要件も異なつております。そういうものが実際に機能するかどうかはこれから検証していかねばなりませんし、その要件を今回提案し、運用しておりますものもございますが、それをもう少し変えた方がより効果が発現しやすいのではないかというような例の御指摘もいただいておるところでござります。

何が何でもこれで決まりだといふお話をではなく、実際に機能するかどうかはこれから検証していかねばなりませんし、その要件を今回提案し、運用しておりますものもございますが、それをもう少し変えた方がより効果が発現しやすいのではないのかというような例の御指摘もいただいておるところでござります。

あわせまして、既存の制度でどうかということをございますけれども、工場誘致を行いますような企業立地促進法、これも計画を自治体に策定していくたぐわけでありますけれども、これについて市町村が共同でおつくりいただいている例も多數ござります。

○小熊委員 これは再三再四これまで述べさせ

まうということもありますが、財源的なものとしてそういう壁を乗り越えるにはどうしたらいいですか、大臣。

○石破国務大臣 そこは地域のお話し合いでお願いするしかないんですが、先ほどの福田議員の御質問にも関連をいたしますが、新型交付金なるものをどう活用していくのかということだと思っております。

これはまた、先ほどの福田委員の質問でもあります。したとおり、定住自立圏構想とか、これは検証して、いろいろ整理をしていかなければいけないというふうに思いますし、先ほど参考人の質疑でも、東松島市は仙台という大きな都市の衛星都市みたいになつていて、あとその周辺でネットワーク化をしていく、そうやってどうやって生きていくかという背景がありますし、そこはそのやり方があります。会津若松市は、私の地元の会津というのも、自然の状態でもう城壁みたいなになつてそこで自己完結していく、どこの大きな都市のペッドタウン化もできない、そこで自立をしていく、ネットワークを組んでいく。同じネットワークリスクでも、やはり地域によつていろいろ変わつてきますし、これはきめ細かな柔軟な対応ができる制度をつくつていかなければいけません。

そういう意味でも、これまでの定住自立圏構想

立園構想、それぞれ支援の仕組みが異なつております。要件も異なつております。そういうものが実際に機能するかどうかはこれから検証していかねばなりませんし、その要件を今回提案し、運用しておりますものもございますが、それをもう少し変えた方がより効果が発現しやすいのではないかというような例の御指摘もいただいておるところでございます。

何が何でもこれで決まりだというお話ではなくて、要件をもう少しフレキシブルに運用できることはないものだらうかという視点は、私どもとして持つていかねばならぬことでございます。

各地からいろいろな御提案もいただいておりまので、そういうものを踏まえまして、制度によりよきを期すべきは当然だと思っております。

○小熊委員 その際に、短期的には、最初に出した企業の地方拠点強化、これも各市町村間で連携おいてそれを定めるように考へておるといふでござります。

あわせまして、既存の制度でどうかということをございますけれども、工場誘致を行いますような企業立地促進法、これも計画を自治体に策定していくだけわけでありますけれども、これについても市町村が共同でおつくりいただいている例も多數ござります。

○小熊委員 これは再三再四これまでも述べさせていただきましたけれども、人口問題は日本が取り組まなきやいけない最大の課題だというふうに私は思っています。その上では、国としても一億人を維持するというところで目標を掲げている中で、今ある市町村の形がそれぞれどうなつっていくのか、やはり人口規模によつてある程度の政策が変わついくということ、きめ細かな制度設計、なおかつネットワーク化に関してはやはり地域地

新型交付金は今制度設計しているところですが、恐らくキーワードは、地域間の連携と民間の活力を引き出す。そこにおいていろいろなKPIを設定するんですが、従来の補助金あるいは地方交付税制度、これではどうしても連携が難しかろう、そのような負担のばらつきも出てくるだろう、そうすれば、広域連携をし、それが新型交付金を活用することによって、結局、委員のお言葉をかりれば、ねたみやそねみや不公平感みたいなものを解消していく、地域全体として企業を誘致しましようというお話になつていくのではないだろうか。漠たるお答えで恐縮ですが、そのように思つております。

とか中核都市とかという発想、ネットワーク化という言葉も、先ほどの参考人質疑で出ていましたけれども、まさに地方創生、人口問題に対応していくという意味で、今までの制度も検証しながら、新たにネットワーク化、各自治体間のネットワーク化がしやすいということを、全面的にもう一回考え方の方が多いというふうに思っています。

それぞれ地域間競争はしながらも、千何百の自治体がそれぞれやつてもしようがない、力を合わせるところは合わせなきやいけないという方向性は誰も必要だというふうに思っていると思いま

しながらやつてもらいたいんですけど担当者は言うんですけれども、では、既存の制度で、今ある制度で企業誘致、この七千五百社を東京から地方に呼び込むときに連携してやつてこうとしたとして、何か使える制度というのは今あるんですか。なかなかこれは音頭をとれていないんです、現場では。これは大きな話です、七千五百社を五年間で移転。地方も大いに期待をしているんですねが、この件について連携してやろうよという雰囲気まではまだ高まっていません。そうすると、本当に市町村間はやっぱり競争したり、ちっちゃいやい町村ではうちももう無理だなという諦め感も出ていたりしますから。今の制度で七千五百社を誘致

域によってネットワークのあり方も変わりますから、そうした場面場面に応じた制度構築をこれからぜひ検討していただきたいというふうに思います。

今回の法律、残念ながら、三大都市圏を意識はしていますが、東京一極集中は正という中だけで訴えてきて、三大都市圏に本当は言及がなかつた中でこの枠がはめられているということでありまでも、事業所の密度が濃いということで大阪名古屋を外すんですが、人口規模でいえば大阪もかなりへこむというところでもありますので、やはりいろいろな指標を使って、そしてその上でいろいろ

ですので、新型交付金の設計に当たっては、まさしく今委員が御指摘になつたような問題点が隘路であるとせば、それを打開するためにこういうような使い方があるというような設計が一番大事

そういう意味では、制度をもう一度見直して、市町村間の連携が促進されるような、それがひいては地方創生、人口減少に対応できるような仕組みを、もう一回、今の既存の制度を検証する、そ

○若井政府参考人 お答えを申し上げます。
まず、今御審議をいただいております地方拠点
するための仕組みというのはありますか、連携して。

るなカデゴリーにおいて区分けをして、支援策を今後詰めていかなければいけないという意味です。きょうで採決になつて、今後、委員会はどうな
るかわかりませんが、福田委員がおつしやつたと

○若井政府参考人 お答えを申し上げます

10

全国値と二〇四〇年までの地域別推計はどのようなデータを用いて計算いたしましたか。

○北本政府参考人 お答え申し上げます。

全国の総人口の将来推計につきましては、国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口、平成二十四年一月推計のデータを用いております。そうしまして、地域別の将来人口推計につきましては、同じく国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口、平成二十五年三月推計、及び総務省の平成二十二年国勢調査のデータを用いております。

○宮本(岳)委員 結局、社人研の推計に基づいて、三大都市圏以外では今後三割程度の人口が減少するという将来人口予測を与件とした上で、そのように変化した場合、地域でどのように生活を支えるべきかという議論にすぎないわけであります。

国土交通省に聞きますけれども、三大都市圏以外では三割も人口が減少するという前提をそのままにして、スーパー・メガリージョンなどといつて、三大都市圏である東京、名古屋、大阪をリニア中央新幹線で結んだら、一層、東京一極集中が進むのではないか。

○北本政府参考人 お答え申し上げます。リニア中央新幹線の整備によりまして、東京―大阪間は約一時間で結ばれ、いわば都市内移動に近いものというふうに認識してございます。三大都市圏の経済、産業、文化等が一体となりまして、それぞれの個性を發揮させながら、新たなインベーションを持続的に創出するスーパー・メガリージョンというものを形成することによりまして、世界から人、物、金、情報を受けまして、世界を先導していくことが期待できるというふうに考えてございます。そして、このスーパー・メガリージョンの効果を、リニア中央新幹線と他の交通ネットワークとの結節の強化でありますとか、全国各地の創意工夫等によりまして、全国に波及させ、地域の活性化を促すことが極めて重要なふうに考えてございます。

○宮本(岳)委員 一時間で結んだからといって一体化される保証など、どこにもないんですよ。今まで名古屋と新大阪は東海道新幹線の「のぞみ」を使えば五十二分間で結ばれております。結ばれて既に随分時間がたちますけれども、名古屋と大阪が一体化したというようなことはないわけです。

○宮本(岳)委員 結局、全縦路線を初めとする自民党政治への総括も反省もないまま、相も変わらずスーパー・メガリージョンといえばリニア新幹線、ネットワーク化といえれば高速道路というような話しか出てこないわけです。

グランドデザインは、今お話をあつたように、世界最大のスーパー・メガリージョンたる三大都市圏のインパクトを地方拠点都市に波及させ、地方都市のインパクトを農山村の小さな拠点に波及させるという発想であります。これは、大企業が得れば中小企業も榮え、やがて労働者、国民の所得も上がるでしょうというトリクルダウン理論の地図版にすぎないと言わなければなりません。

大臣、本当に地方を活性化させようと思ったら、全く逆の道を行かなければなりません。農山村で安定した雇用を確保し、それで得た所得で小さな拠点を維持する、そのような集落が地方都市の公共施設や学校、商業施設を支え、それらの地方都市が地方拠点都市を支えるようと考えなればなりません。インパクト効果は小規模から大規模へというのが二十一世紀にふさわしい国土計画ではありません。

○石破国務大臣 かつて地方が活性化した時代と

○鳩山委員長 この際、内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案に対し、木内孝胤君外一名から、維新の党の提案による修正案が、また、内閣提出、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対し、福田昭夫君外一名から、民主党・無所属クラブの提案による修正案がそれぞれ提出されております。

○鳩山委員長 これにて各案に対する質疑は終りました。

○鳩山委員長 これまでのところは、内閣提出の法律案に対する修正案につきまして、その趣旨及び内容について御説明申し上げます。

本修正案は、国家戦略特別区域法に法律の特例を加える改正項目中に、その適切性の点で種々の問題が認められる事項があるため、これらについて削除するとともに、国家戦略特別区域計画に総合特別区域法に規定する一定の特定国際戦略事業または特定地域活性化事業等を記載できるものとする規定等を追加しようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、公立国際教育学校等管理事業について、学校教育法等の特例を設ける規定を削除することとしております。

第二に、国家戦略特別区域家事支援外国人受け入れ事業について、出入国管理及び難民認定法の特例を設ける規定を削除することとしております。

第三に、国家戦略特別区域臨床修練診療所確保

事業について、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の特例を設ける規定を削除することとしております。

第四に、国家戦略特別区域会議は、国家戦略特

ニアも走るのでしょう。ですけれども、この日本国じゅう、あちらこちらを見てみて、本当に活力のある地域というのは、必ずしも交通が便利などではない、あるいは大資本があるところでもない。そうではないところこそ活力があるというのを、私も随分見てまいりました。

そういうような取り組みを全国に広げていくということは、地方創生において必要なことだということであり、それが小から大へという方向性を持つたものかどうかは存じませんが、必ずしも交通至便なところが活力があるわけではない。その地域における創意工夫をどれだけ我々として支援するかがこれから先の政府の役割だと考えております。

○鳩山委員長 次に、福田昭夫君。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○鳩山委員長 次に、福田昭夫君。国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対する修正案

【本号末尾に掲載】

つきまして、維新の党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、東京一極集中是正のため、企業の地方拠点強化を促進するための支援制度の対象となる地方活力向上地域の範囲を拡大し、東京二十三区以外の地域とするものであります。

○鳩山委員長 次に、福田昭夫君。

○木内(孝)委員 ただいま議題となりました地域再生法の一部を改正する法律案に対する修正案

【本号末尾に掲載】

一九

別区域計画に、総合特別区域法に規定する一定の特定国際戦略事業または特定地域活性化事業、規制の特例措置の内容等を記載することができるものとし、内閣総理大臣から認定を受けた当該計画については、当該認定を総合特別区域法に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用するものとすることとしております。

第五に、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○鳩山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○鳩山委員長 これより各案及び両修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。

○奥野(総)委員 私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案につきまして、修正案に賛成の立場から討論を行います。

本法案は、各府省に散在する規制改革の特例を国家戦略特区等で一括して実施するものであります。個別の項目を見れば、特区という一部の地域に限った規制緩和であっても、未整理な部分や制度の根幹にかかる重大な改正があります。

第一に、公立学校運営の民間開放について、教育において効率性や経済生産性を優先課題として持ち込むことは教育の質の低下を招くことになります。学校設置者と学校管理運営者の分離は、義務教育を含めている本法案としては、公教育制度の根幹である公正性と平等性を擇るがす可能性があります。

第二に、外国家事支援人材の活用について、当該措置が実現してしまうと、単純労働分野での外国人受け入れ解禁に道を開くこととなり、日本

人の雇用や不法就労外国人の増加等の悪影響を及ぼすことが懸念されます。

第三に、臨床修練制度を活用した国際交流の推進について、指導監督に係る体制が確保されるものとして特区計画で定められた診療所に拡大する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用するものとすることとしております。

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○鳩山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○鳩山委員長 これより各案及び両修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。

○奥野(総)委員 私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案につきまして、修正案に賛成の立場から討論を行います。

本法案は、各府省に散在する規制改革の特例を国家戦略特区等で一括して実施するものであります。個別の項目を見れば、特区という一部の地域に限った規制緩和であっても、未整理な部分や制度の根幹にかかる重大な改正があります。

第一に、公立学校運営の民間開放について、教育において効率性や経済生産性を優先課題として持ち込むことは教育の質の低下を招くことになります。学校設置者と学校管理運営者の分離は、義務教育を含めている本法案としては、公教育制度の根幹である公正性と平等性を擇るがす可能性があります。

第二に、外国家事支援人材の活用について、当該措置が実現してしまうと、単純労働分野での外国人受け入れ解禁に道を開くこととなり、日本

とですが、高度成長期にできた古い法律が基準では、その後、東京一極集中が進むばかりとなつては、その他の問題が懸念されます。

第三に、社会保障・人口問題研究所の、二〇四〇年時点における人口推計によれば、先ほどの基準では、税制優遇措置を受ける都市より受けられる都市の方が人口減少の問題が大きいという逆転現象が予想されますが、そもそも指導監督体制が確立しているような診療所が存在するのでしょうか。また、一口に外国人医師といっても、それぞれの国で医師免許制度はさまざまであり、現在行っているように、二国間協定における合意を基本として受け入れを行い、適切な研修制度を行うべきです。

これらだけでもさまざま問題を抱えていま

す。修正案は、以上の三点について改正項目から削除し、また、総合特区制度で認められた規制緩和項目について、国家戦略特区でも認めるようになります。以上が、修正案に賛成する理由であります。

なお、仮に修正案が否決された場合には、評価すべき項目があるとしても、先ほど申し上げたよ

うな懸念があることから、総合的に判断して、政府提出原案には反対することを申し上げ、討論を終わります。

○鳩山委員長 以上です。(拍手)

○鳩山委員長 次に、小熊慎司君。

○小熊委員 私は、維新の党を代表して、ただいま議題となつております地域再生法の一部を改正する法律案に対して、反対の立場から討論いたしました。

この法案の集中地域については、現時点では、いわゆる三大都市圏の一部が想定されており、政府は、地方創生の長期ビジョン、総合計画

で、東京一極集中の弊害をあれば強調しながら、企業が東京から名古屋、大阪、神戸、京都へ移転しても、税制上の支援はなされません。

具体的には、首都圏整備法、近畿圏整備法、中部圏整備法で規定される地域を参考にするとのこ

とで、各法案の反対理由を述べます。

第一に、地域再生法の改正案です。

企業が本社機能の移転等を実行に移すのは、地方を拠点にした利益獲得が具体的になる場合であります。安倍内閣の成長戦略を担う企業の地方拠点強化を税制面で支援するものであり、反対です。

生活・福祉サービスを地域再生拠点に集約し、周辺集落を交通ネットワーク等で結ぶ小さな拠点形成では、農地転用許可や開発許可の特例、施設の立地誘導等の仕組みをつくります。一方、地方

支援対象となる地域活力向上地域についても、政府の基準が見えません。日本の国土全体でどのような成長のビジョンを描いているのかを示されてしまうと、過去に繰り返されてきた地域政策の失敗を踏まえていないのではないかと懸念します。

その他にも、政策の目標として、地方への企業移転件数と追加雇用の数しか挙げられておらず、

地域経済への最終的効果が考えられていないことなど、政策の目標、手段ともに問題があると考えます。

政府は、本法案の企業の地方拠点強化税制について、地域指定の方針を再検討の上、明確化し、成果目標と政策手段も見直すべきです。

以上の議論をもつて、私たちは本法案に反対することを表明いたします。

○鳩山委員長 次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員 私は、日本共産党を代表して、地方創生関連三法案に対する反対討論を行いました。

政府が地方の再生や創生を言うのであれば、そもそも地方から活力と魅力を奪つたこれまでの自民党政への総括と根本的な反省が必要です。しかし、安倍内閣の地方創生は、財界や大企業が主導して策定した骨太方針や日本再興戦略改訂版、規制改革実施計画を実現するために選択と集約を

す。

○鳩山委員長 これより各案について順次採決いたしました。

あります。

まず、内閣提出、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鳩山委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、木内孝胤君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鳩山委員長 起立少數。よつて、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鳩山委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、福田昭夫君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鳩山委員長 起立少數。よつて、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○鳩山委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました各法律案については、委員長に御一員会報告書の作成につきましては、委員長に御一

任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鳩山委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

律で定める。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対する修正案

第一条のうち国家戦略特別区域法第二条第二項第一号及び第三項の改正規定中「及び第三項」を削り、「改める」を「改め、同条第三項中「第十条」の下に「及び第十条の二」を加え、「第十三条」を「第十二条の二」に改める」に改める。

第一条中国家戦略特別区域法第八条第二項第三号の改正規定の前に次のように加える。

第四条中「推進に関する施策」の下に「、総合

特別区域(総合特別区域法平成二十三年法律第

八十一号)第二条第一項に規定する総合特別区

域をいう。第三十八条第二項において同じく)に

おける産業の国際競争力の強化及び地域の活性

化に関する施策」を加える。

第一条のうち国家戦略特別区域法第十条第三項の改正規定中「同条第三項中」の下に「次条第一項」を「第十一条第一項」に「を加え、同項の表第十九条第一項第三号の項の次に次のように加える

改正規定の次に次のように加える。

第十条の次に次の二条を加える。

(総合特別区域法の特定国際戦略事業及び特

定地域活性化事業)

第十条の二 国家戦略特別区域会議は、国家戦

略特別区域における産業の国際競争力の強化

又は国際的な経済活動の拠点の形成を図るた

めに必要と認めるときは、区域計画に、次に

掲げる事項を定めることができる。

一 國家戦略特別区域において実施し又はそ

の実施を促進しようとする総合特別区域法

の条において「第一号特定国際戦略事業」と

いう。又は同条第三項に規定する特定地域

活性化事業(同項第一号に掲げるものに限

る。以下この条において「第一号特定地域

活性化事業」という。)の内容及び実施主体

に関する事項

二 第一号特定国際戦略事業との総合特別

区域法第三章第四節第一款の規定による規

制の特例措置又は第一号特定地域活性化事

業ごとの同法第四章第四節第一款の規定に

よる規制の特例措置の内容

三 第一号特定国際戦略事業又は第一号特定

地域活性化事業を実施し又はその実施を促

進しようとする区域(第三項において「特定

国際戦略事業・特定地域活性化事業実施区

域」という。)の範囲

四 前三号に掲げるもののほか、第一号特定

国際戦略事業又は第一号特定地域活性化事

業に関する事項

2 前項各号に掲げる事項を記載した区域計画

について第八条第一項の規定による認定の申

請があつた場合における同条の規定の適用に

ついては、同条第九項前段中「定められた特

定事業」とあるのは定められた特定事業及び

第十条の二第一項第一号に規定する第一号特

定国際戦略事業又は第一号特定地域活性化事

業(以下この項において「特定事業等」とい

う。)と、「当該特定事業」とあるのは「当該特

定事業等」とする。

3 第一条各号に掲げる事項を記載した区域計

画で第八条第七項の認定を受けたもの(第一

項各号に掲げる事項を定めた部分に限るもの

とし、第九条第一項の変更の認定を受けたも

のを含む。)については、第八条第七項の認定

(第九条第一項の変更の認定を含む。)を総合

特別区域法第十二条第十項の認定(同法第十

四条第一項の変更の認定を含む。)又は同法第

三十五条第十項の認定(同法第三十七条第一

項の変更の認定を含む。)と、第八条第七項の

認定を受けた区域計画(第九条第一項の変更

の認定があつたときは、その変更後のもの)

平成二十七年六月十五日印刷

平成二十七年六月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F